

K I F レンタサイクル事業
(レンタサイクル用アプリ「RYDE CYCLE」) 要項

(趣旨)

第 1 条 一般財団法人熊本市国際交流振興事業団（以下、「KIF」と称す。）では、観光やビジネス等で熊本市を訪れる日本人や外国人に対し、気軽な交通手段として自転車を提供することで、回遊性や消費行動を高めるなど地域活性化に寄与することを目的に KIF レンタサイクル事業（以下、「事業」と称す。）を行い、その運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 本事業を利用しようとするもの（以下、「利用者」と称す。）は、本要項の遵守、また、KIF が本事業の運用に導入するレンタサイクル用アプリ「RYDE CYCLE」（以下、「アプリ」と称す。RYDE 株式会社提供）の利用と、それらに関する規約、また、道路交通法や関係条例等を順守、承諾したものと見做し、貸出等を行うものとする。

(利用概要)

第 3 条 本事業を実施するにあたり次の事項を定めます。

(1) 事業名称：KIF レンタサイクル事業

(2) 貸出、返却場所：熊本市国際交流会館（熊本市中央区花畑町 4-18）

(3) 貸出時間：原則、開館時間から午後 9 時 30 分まで。（休館日の貸出、返却は行わない。）

(4) 対象者：原則、満 15 歳（高校生）以上の者。（※1）

(5) 自転車の種類と料金プラン（電子決済または現金決済）

自転車の種類と料金プランは下表の通りです。アプリには電子、または現金による決済方法が選択できます。また、アプリを利用しない（書面申込み）も受け付けますが、1 日プランの適用となります。

◆自転車の種類と料金プラン（＊書面による申込みは、1 日プランの適用となります。）

自転車の種類	料金プラン（税込）
普通自転車 ・26 インチ ・6 段変速付	1 日プラン 1,000 円 最大 7 日間連続利用が可能。※2
電動自転車 ・20 インチ ・3 段変速付	1 日プラン 1,500 円 原則、当日限り。

（注意）アプリにおける時間の計測は、利用者がアプリ上で貸出申請を行い、当館の管理画面で貸出実行をした時点から計測を始めます。返却時も同様に返却申請を受け、返却処理を完了した時点で時間の計測を終えます。返却手続き中に、延長料金が発生した場合でも返金はできませんので、返却の際は、時間に余裕をもってお越しく下さい。

※1 15 歳未満のものは、その保護者等が随時同伴する場合に限り貸し出しを行うものとします。
但し、自転車に乗ることが困難と判断した場合はこの限りではありません。

※2 連日利用（2日間以上の貸出）は、最初に1日プラン分の料金が課金され、返却時に残りの分が清算されますが、初日に借りた時刻から24時間をカウントすることになります。

（例）5月17日午後6時→5月18日午後6時までの24時間が1日プランの料金。但し、午後6時を越えた場合は更に1日プランの料金が課金されます。

※3 書面の申込み（アプリを使わない）には、時間貸しはありません。普通自転車での連日利用の場合は、その期間の利用料金は前払いとするとともに、予定より前倒して返却した場合でも返金は出来ません。

（利用方法）

第4条 本事業の利用方法について次の通り定めます。

- （1）利用申込みは、熊本市国際交流会館 1F 受付（窓口）で行います。（予約不可）
- （2）申込みはアプリ内、また、書面申込みの場合は「様式第1号」を記入し提出してください。
- （3）上項に於いて、アプリ内では予め身分証明書など必要事項をご登録してください。書面申込みの場合は、KIF スタッフが目視で確認させていただきます。その際、KIF が必要だと判断した場合は、身分証明書等に記載事項の一部を記録（免許書番号の転記、または複写コピー）させていただきます。また、身分証明書とは、公的機関が発行するもの、または学校等が発行するものとし、病院の診察券や会員カード等では本人が特定できないため受付出来ません。
- （4）既納した利用料金の返金は出来ません。
- （5）返却する際は、自転車を 1F 正面玄関前に駐輪し、カギを窓口まで返却してください。アプリ利用者はご自身で QR コードを読み取ってください。

（免責事項）

第5条 本事業の事業団の免責事項について下記の通り定める。

- （1）万一の事故や、何らかの損害等に対して事業団が行う補償は、事業団が加入するTSマーク付帯保険、または、傷害・賠償保険補償額を限度とし、その他一切の賠償の責めはないものとします。

賠償保険	対人対物共通	2億円（1名）		2億円（1事故）		
傷害補償	死亡・後遺障害保険	800万円	入院(日額)	4,000円	通院(日額)	2,000円

- （2）利用者が第三者に被害を与えるなどトラブルに関しては、利用者の責任において全て対応するものとし、事業団に一切の責めはないものとします。
- （3）利用者の勝手な判断により発生した経費は、事業団に一切の補償義務はないものとします。
- （4）利用者の過失と認められた自転車の故障（パンクなど）や、ヘルメット、チェーンキーなどの紛失は、利用者が負担するものとし、実費相当額を支払うか、同等品を請求させていただきます。
- （5）アプリの利用に関しては、提供元の RYDE 株式会社の運用規則等に則ってください。
- （6）**自転車のパンクや故障等トラブルによる損失などに対する補償や賠償は一切出来ません**

（諸注意）

第6条 本事業の運用等について下記の通り定めます。

- (1) KIF スタッフの指示に従わない方や、飲酒をされている方など関係法令を遵守しない恐れがある方、また、自転車での移動範囲が常識の範囲を超えている（熊本市隣接都市域外への移動など、当館を中心に概ね 20km 圏内）など、KIF が不適切と判断した場合は、貸し出しを断ることができるものとします。
- (2) 利用者が、故意、または過失による自転車の盗難紛失、車体備品等の破損、不法駐輪に伴う移動撤去、回収に関する費用弁償など、KIF に損失を与えた場合は必要実費を負うものとします。
※電動自転車（約 10 万円）、普通自転車（約 3.5 万円）、ヘルメット（5,000 円）
不法撤去された場合の回収費用（1,500 円）など
- (3) 利用中に自然発生的なトラブル（タイヤのパンクや故障など）が生じた場合は、速やかに KIF へ連絡し、指示を受けるものとします。
- (4) 返却後、再び利用を受けたい場合は、新規貸出扱いとなります。

附則

この要項は、2020 年 8 月 1 日から施行します。

この要項は、2021 年 6 月 15 日から施行します。

この要綱は、2022 年 6 月 1 日から施行します。

この要綱は、2024 年 5 月 1 日から施行します。

※各 QR コードのご案内。

◆熊本市のホームページ



熊本市自転車
利用推進課の
HP

【運営団体：一般財団法人熊本市国際交流振興事業団】

TEL：096-359-2020

自転車の故障、事故やトラブルなどが発生した場合は必ずお電話ください。

当館に断りなく修理など対応された場合の弁済は出来ません。

（住所）熊本市中央区花畑町 4 番 18 号（熊本市国際交流会館）